

平成29（ネ）第61号 国家賠償等請求控訴事件

副本直送済

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名

被控訴人（一審被告） 秋田県

控訴人（一審被告） S

準 備 書 面（3）

2018年8月11日

仙台高等裁判所秋田支部 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告） A外4名訴訟代理人

弁護士 吉岡和弘

同 弁護士 鈴木裕美

同 弁護士 国府泰道

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 清水勉

同 弁護士 江野栄

同 弁護士 近江直人

目 次

第 1	押田鑑定書により明らかにされた刺突態様	4
1	押田鑑定書	4
2	刺突態様に関する一審被告側の主張に対する反論①	12
3	刺突態様に関する一審被告側の主張に対する反論②	14
第 2	けん銃を持っていたのは左手であること	17
1	問題提起	17
2	一審被告側の主張	18
3	津谷弁護士は左手にけん銃を持っていた	18
4	他の事実認定への影響	23
第 3	殺人未遂の現行犯逮捕	23
1	K 巡査部長が一審被告 S を現行犯逮捕した根拠について	23
2	現行犯逮捕	24
3	現行犯人逮捕手続書（甲 1 1 1）	24
4	K 巡査部長の実況見分調書（甲 8 3）	26
5	K 巡査部長の検面調書（甲 1 4 8）	27
6	K 巡査部長が目撃した一審被告 S の犯行	28
第 4	一審被告側準備書面（1 4）に対する反論	28
1	はじめに	28
2	保護義務等について	28
3	通信指令室について	34
4	S 警部補が現場で無言だったことの弁解	35
5	津谷弁護士がいた場所について	36
6	「2分25秒間」について	41
7	警察官であることの認識	42
8	「無言」	43

9	S 警部補及びK 巡査部長が津谷弁護士の手を掴んだ理由	44
10	津谷弁護士がけん銃を手放さなかった理由	45

第1 押田鑑定書により明らかにされた刺突態様

1 押田鑑定書

(1) はじめに

津谷弁護士の身体の損傷の形状（甲47，美作鑑定書）は，刺突の態様を客観的に物語る重要な証拠である。この損傷の形状は，刑事事件において，美作鑑定人により明らかにされた（甲63の1，美作証言）。

そして，押田鑑定書（甲105，以下「押田第1鑑定書」という。）では，美作鑑定書及び美作証言を前提に（甲105，2頁別紙資料③④），さらに，着衣の損傷位置（特にスエット。以下，特に断わりのない限り，「着衣」はスエットを指す。）とも関連づけて，刺突態様が明らかにされた。

これに対して，原判決は，「押田鑑定書のとおり，津谷弁護士の刺創は原告らの主張の態様によって生じ得るものであるが，同鑑定書によっても，原告ら主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められない。したがって，押田鑑定書をもって，原告ら主張の態様により殺害されたと認めることはできない。」（59頁）と判示した。

これが，刑事裁判における美作鑑定書及び美作証言までも否定するものだとすると，否定する合理性を説明する理由が必要である。しかるに，原判決にはそのような記述はない。したがって，原判決は，美作鑑定書及び美作証言までも否定するものではないと解すべきである。

そこで，一審原告らは，美作鑑定書及び美作証言を前提に，「原告ら主張の態様以外で生じ得ないものである」ことを明らかにするため，押田鑑定人に再度鑑定を依頼した。これに基づいて作成されたのが，鑑定書（甲206，以下「押田第2鑑定書」という）である。

そこで，以下，美作鑑定書及び美作証言によって明らかになった事実を確認した上で，押田第1及び第2鑑定書によって明らかにされた事実について，論じることとする。

(2) 美作鑑定書及び美作証言 ～ 損傷アの特異性

致命傷の左上胸部の損傷アについて、美作鑑定人は、人が向かい合った状態で損傷するようなものではなく、上から下に向けてかなり角度を持っており、上下方向に近いような形で損傷を受けた傷であったと証言している（甲63の1, 49頁）と説明している。

さらに、美作鑑定人は、「非常に角度を付けた刺入の仕方というのは珍しいパターン」であるとも指摘し、立位で生じるのは難しい特徴を持った傷であると説明している（51頁）。

(3) 損傷アから考えられる津谷弁護士が刺突されたときの体勢

秋田県警では、平野検事が美作鑑定人から説明を受けた、致命傷となった前胸左側部の創アから、一審被告Sが剪定ばさみの片刃を使って津谷弁護士を刺した状況で、考えられる態勢について、写真撮影報告書を作成した（甲48）。そこでは、「考えられる態勢」として、8パターンが検討されている。そして、美作証言では、別紙67（甲48①）～別紙74（同⑧）を示しながら、刺突態様の説明がなされている。

このような経過から、県警は、損傷アのような特異な角度を持った傷跡が生じたときの津谷弁護士の体勢について、8パターン（①～⑧）を検討し、それ以外については、可能性が極めて低いとして検討しなかったことが伺える。

刑事裁判では、美作鑑定人は、これらのうちどの刺突態様が最も実際にあった可能性が高いかと問われ、証言している（甲63の1）。要約すると、当時の状況からして、態様②（甲48写真⑥）を除いては、いずれも考えられなくはないといった程度の可能性の低い刺突態様であるとしている。態様③（写真⑨）についても、「これも……ないわけじゃないというレベルですかね。」と述べ、このような態様による刺突は想定しがたいといった消極的評価をしている。他方、態様②（写真⑥）については、「ちょうどひざまずいたような格好、それは非常に考えやすいかと思います。」（甲63の1, 51頁）「これはたぶん

一番考えやすいんじゃないかと思えますけど。」(52頁)と述べている。

すなわち、美作鑑定人の意見は、津谷弁護士が刺突されたときの体勢は、態様②(甲48写真⑥)のように跪いた状態だったと考えるのが最も合理的であるというものである。

また、美作鑑定人は、損傷ア、イのほかに存在する左親指(甲47写真28)と左手掌(写真22)を防御創と判断し、損傷アのとくにできたのか損傷イのとくにできたのかという問いに、「(損傷)イのほうが考えやすいんじゃないかと思えます。」(46頁)と証言し、損傷アのとくに刃を掴もうとするのはかなり持ちにくいのに比べて、損傷イのときのほうが「持ちやすいということですね。」(46～47頁)と証言している。

さらに、損傷アとイではどちらが先にできたかとの問いには、「今回の場合は恐らく非常に短時間で両方の創が成傷されたようなんですので、なかなかその判断は難しいかと思えます。」(47頁)と断わった上で、「一般的にアのほうを成傷した、損傷を受けた後は、なかなかイを受けるというのは、行動能力という点で難しいかなと思えますので、そういうふうな周辺の状況も考えれば、イのほうで、それに対してはウという防御(※上記防御創のこと)ができたけれども、その次の損傷は防御できないということから考えれば、イのほう若干先かなということは推測としては言えます。」(47頁)と証言している。

これらの美作鑑定人の証言からすると、津谷弁護士は立っている状態のときに損傷イを受け、そのときに防御創ができ、直後に跪いたときに損傷アができたと考えるのが最も合理的だということになる。

ここでは、津谷弁護士がこのような体勢を取っていたときにS警部補及びK巡查部長がどのように関わっているか否かを、何ら検討していない。つまり、警察官らの関与を肯定も否定もしていない。それでも、美作鑑定書及び美作証言から導かれた、損傷アが生じたときの津谷弁護士の体勢として最も可能性が高いという「跪いた体勢」を、S警部補及びK巡查部長が揃って全く目撃して

いないというのは、極めて不自然である。立っていた人間が跪き、再び立ち上がる動作には、大急ぎでしたとしても少なくとも数秒以上かかるから、S警部補及びK巡查部長が揃って目撃していなかったということはありません。すなわち、どんなに控えめにみても、S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士が跪いた場面を目撃しているのである。

(4) 押田鑑定書 ～ 着衣の損傷位置と身体の損傷位置の対比から考えられる津谷弁護士の体勢と警察官らの関与

これに対して、押田鑑定人は、津谷弁護士が一審被告Sに刺突されたときに着衣（スエット）を着ていたことから、着衣の損傷位置（甲144写真5～10）と美作鑑定書（甲47）で説明された身体の損傷ア、イの位置が普通に立っている姿勢（「気をつけ状態」）と比べて、着衣の損傷位置が身体の損傷位置より明らかに下にずれていることに注目して、これらの客観的事実から想定される刺突時におけるS警部補及びK巡查部長の関与状況を推測する鑑定を行った。

具体的には、損傷ア、イと着衣の損傷位置のずれが、一審原告Aが目撃したような体勢（両手を両側から持ち上げられている体勢）か、あるいは、これと連続性があるような体勢（跪いている体勢）で刺突されたということと整合するかという鑑定である。

それが、原審で一審原告らが提出した押田第1鑑定書であり、当審で提出した、第1鑑定書を補充するために押田第2鑑定書である。

(5) 押田第1鑑定書（甲105）について

押田第1鑑定書では、着衣の損傷位置と身体の損傷位置から、損傷アが生じたときの津谷弁護士の体勢は写真⑥の態様が一番考えやすいとした美作鑑定人の意見が正しいことを確認した上で、損傷イは、2人の警察官らが津谷弁護士の両脇から津谷弁護士の両手をそれぞれ掴み持ち上げる恰好をしていたときにできたと考えられること、損傷アは、津谷弁護士が跪き（これは美作鑑定

人によって最も可能性が高いとされた姿勢と合致する), 右手だけが依然として掴まれ持ち上げられて掴まれていたとする一審原告らの主張が最も合理的であることが明らかにされた。

押田第1鑑定書は、着衣の損傷位置と身体の損傷位置という客観的証拠から、損傷ア、イが生じたときの津谷弁護士の体勢と2人の警察官らの関わり方を推定したものであり、刺突態様を推測するための証拠として、供述証拠と比べて客観性が高く、信用性が高い証拠である。

もっとも、この点に関連して、着衣は身体の動きでずれるから着衣と身体の損傷位置がずれたとしても不思議ではないという一般論は成り立つ。しかし、本件では、一審原告Aの目撃した状態で津谷弁護士が刺突されたのであれば、津谷弁護士はS警部補らに両手を掴まれて身体の自由を奪われた状態であったから、左右に多少身体をよじることはできたとしても、それ以外の行動をとることはできない。また、S警部補らの説明によっても、津谷弁護士は応接室から飛び出して来た一審被告Sと向き合う姿勢で後ずさりしただけであるから、身体を上下させて着衣が上下にずれるような場面はなかった。

美作鑑定人によれば、損傷アは、損傷イ及び防御創より後にできたと考えられるとしているから、立った状態で損傷イ及び防御創ができ、その直後に跪いた状態のときに損傷アができたという体勢の変化になる。着衣の損傷位置が損傷アという身体の損傷位置と比べて(津谷弁護士側から見て)左斜め下の位置にずれていることから、跪いた体勢で損傷アを生じたときは、着衣の右腕だけが引き上げられている状態だったことが考えられ、このような状態は津谷弁護士の右側に立っていたK巡查部長だけが依然として津谷弁護士の右手を掴んでいる状態を続けていれば、必然的に津谷弁護士の着衣の右腕だけが上に引っ張られることになるから、着衣の損傷位置と損傷アの位置のずれが合理的に説明できる。

このように、押田第1鑑定書は、刑事事件での美作鑑定書及び美作証言の内

容（損傷ア，イ，防御創ができたときの体勢と順番）が正しいことを確認した上で，津谷弁護士に着衣の損傷位置と身体の損傷位置のずれから，受傷時に着衣がどのような方向に引っ張られていたかを検討し，S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の着衣の手首辺りを引っ張っていた状況を合理的に推測したものである。

したがって，原判決が，押田第1鑑定書を無視すること自体が暴論である。

（6）押田第2鑑定書（甲206）について

前述のとおり，原判決で，「（押田第1）鑑定書によっても，原告ら主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められない」と指摘されたことから，押田鑑定人は，一番原告らの控訴後，他に想定し得る刺突態様について，本件の状況下で生じ得るのかについて，身体の損傷位置と着衣の損傷位置を対比してさらに検討することにした。これが押田第2鑑定書である。

これによると，県警が想定した①～⑧の刺突態様のどれもあり得ないものであることが明らかになった。

すなわち，美作鑑定書及び美作証言は，損傷アが生じたときの津谷弁護士の身体の体勢についてだけ検討したため，その限度では正しいとしても，実際には津谷弁護士は当時着衣を着ていたのであるから，着衣の損傷位置と身体の損傷位置のずれを比較検討することによる，着衣が他者によって引っ張られていた状況までは検討していない。この点を解明することによって，S警部補及びK巡查部長の関与状況が具体的に明らかになるのである。

押田第2鑑定書では，美作鑑定人が①～⑧の想定のうち最も可能性が高いと述べた「刺突態様② 被害者が跪く，被疑者は凶器を上から刺す」（甲48写真⑥，美作証言（甲63の1）別紙68）についてさえ，着衣の損傷位置と身体の損傷位置が一致しないことから，ただ単に津谷弁護士が跪いただけの状態です刺突されたとみるべきではないとした。それは，刺突態様②（被害者が跪く，被疑者は凶器を上から刺す）だと，実験用上衣2の左上胸部の損傷アから凶器

を侵入させ身体に貼付した損傷アに達する方向が、下から上に向かうことになり、遺体の傷跡の方向と明らかに逆になるからであった。上衣を上方向に持ち上げている状態になっていないと、着衣の損傷位置と身体の損傷位置が一致しないのである。

そこで、次に、押田鑑定人は、右側の警察官役が被害者役の右手を確保した状態で崩れ落ちて膝をついた状態で、上やや前方向から下やや後ろ方向へ刺突したとすると、着衣の損傷位置と津谷弁護士の損傷アの位置とが一致し、「矛盾が認められない」とした。つまり、津谷弁護士が跪き、右手だけが引き上げられている状態で、一審被告Sが津谷弁護士の左胸部を上前方向から下後ろ方向に刺すと、着衣の損傷位置と身体の損傷位置とで刺された方向が一致するのである。

これに対して、一審被告県が可能性として指摘した「刺突態様③ 被害者は前のめりの状態、被疑者は凶器を水平に突き出す」（甲48写真⑨、美作証言（甲63の1）別紙69）について、押田第2鑑定書によれば、実験用上衣が下方に膨らむように垂れ下がることにより、身体が起き上がったときの着衣の損傷位置は身体の損傷位置よりも明らかに上方に来るはずであるところ、本件では、下方に着衣の損傷位置が存在しており、実験用上衣2の損傷アの穴から凶器を身体の損傷アに達する方向は身体の前下から後上に向かっており、実際の損傷アが前上方向から後ろ下方向となっているのとは逆になっていた。

このように、押田第2鑑定書は、県警が想定して美作鑑定人が説明した8パターンすべてについて、着衣の損傷位置と津谷弁護士の損傷アの位置とのずれを対比し、いずれも「不可能である」と結論づけた。

(7) S警部補らの説明するような状況で本件損傷は生じ得ないこと

ここで再度確認しておきたいのは、S警部補及びK巡查部長が説明するような状況では、損傷アのみならず損傷イも生じ得なかったことである。

同人らの証言によると、津谷弁護士が一審被告Sに2度刺突されたのは廊下

であり、S警部補とK巡查部長が向き合っていたときに、同人らの間に一審被告Sと津谷弁護士が向き合っており、そこで津谷弁護士は2度刺突されたことになる。

美作鑑定人は、一審被告Sと津谷弁護士が向き合っている状況で損傷イは生じ得るであろうが、損傷アが生じるのは難しいという見解であった（甲63の1，51頁）。

加えて、押田鑑定書は、着衣の損傷を考慮すれば、損傷アのみならず損傷イも、生じ得ないことを明らかにした。押田第1鑑定書の「実験 5 1」によると（甲105，4頁）、被害者を「気をつけ」状態にすると、損傷イの着衣の刺入口は身体に貼付した損傷イよりも明らかに左下に位置しており、上衣が持ち上げられないと着衣と身体の損傷位置が一致しないことが明らかにされている。

すなわち、S警部補らの説明する状況で本件損傷は生じ得ないのである。

他方、押田鑑定書によれば、津谷弁護士が刺突された状況を着衣と身体の損傷という客観的資料に基づき再現すると、被害者の両手が持ち上げられた状態で損傷イが生じ、次に被害者の左手が離されて本件凶器を左手で掴み（左手の損傷と一致）、さらに右手が掴まれたままで崩れ落ちて膝をついた状態で刺突されたとする、損傷ア、イのいずれもについて、着衣と身体の損傷位置が一致するのであり（甲105，4頁，実験5の1）～4）、これは、一審原告Aが刺突直前に目撃した状況（S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の両手を掴み上げていた）とも連続性を有するものであり、真実性が極めて高いというべきである。

（8）小括

美作鑑定書（甲47）及び美作証言（甲63の1）により、S警部補及びK巡查部長が説明するような状況（一審被告Sが廊下を移動しながら津谷弁護士ともみ合っていたという状況）で損傷アは生じる可能性は極めて低いことが明らかとなった。

さらに、2通の押田第1鑑定書（甲105）及び押田第2鑑定書（甲206）により、着衣の損傷位置と身体の損傷位置の上下、斜め方向のずれが生じている状態からすれば、本件の刺突態様は、津谷弁護士の両腕が持ち上げられることにより着衣全体が上方向に引き上げられた状態で損傷イが生じ、津谷弁護士が跪いた姿勢で右腕が上方向に引き上げられた状態で損傷アが生じたということが明らかになった。

つまり、一審原告らが主張する態様以外での刺突があり得なかったことが明らかとなったのである。原判決は、漠然と、一審原告らの主張以外の他の刺突態様もあり得たかのように述べるが、押田鑑定書により、他の想定される刺突態様も実際にはあり得ないことが明らかになったのである。

2 刺突態様に関する一審被告側の主張に対する反論①

(1) 一審原告Aの目撃状況を否定する弁解

一審被告側準備書面（14）は、礫状態で刺されたという一審原告らの主張及び礫状態を目撃したという一審Aの証言を3点にわたって非難している（4～5頁）。

その1つは、一審原告Aが礫状態を目撃したとき津谷弁護士が左手にけん銃を持っていたと述べている点である。防御創が左手にあることからけん銃は右手で持っていたのではないか、礫状態では左手から右手に持ち替えることはできないのであり、一審原告Aの証言は信用できないというものである。

しかし、そもそも、一審原告らは、「両手を掴まれた状態」でけん銃を左手から右手に持ち替えていたという主張をしていない。

一審原告Aの目撃状況が客観的証拠に合致するものであり、一審被告側の主張こそ証拠に反するものであることについては、第2において詳述する。

(2) 津谷弁護士の両腕の位置について

一審被告側は、押田第1鑑定書（甲105）の礫状態になっているときの津谷弁護士の肘の位置は肩よりも高いのに対して、一審原告Aの実況見分調書

(甲 8 2, No. 4 3) や説明写真 (甲 1 0 2 の 1 2, 甲 1 5 6) の肘の位置は肩よりも低くなっており, その違いにより着衣の損傷位置も異なってくると非難している。しかし, これは, 詭弁を弄した単なる揚げ足取りである。

まず, 一審原告らは, 身体の損傷アが礫状態のときの刺突によるという主張をそもそもしていないから, ここでは損傷アについては論じられていない。損傷イについてだけである。

問題を単純化すれば, 津谷弁護士は両腕を下げている状態のときに刺されたのか, 両腕を上方向に上げた状態のときに刺されたかということだけである。

前述のとおり, 両腕を下げている状態のときに刺されたとすると, 着衣の損傷位置が身体の損傷イの位置より明らかに下方向にずれているので説明がつかない, 他方, 両腕を上げている状態であれば, 受傷後に両腕を下げたときに着衣の損傷位置が身体の損傷イの位置より明らかに下になっていることの合理的説明がつくというのが, 押田第 1 鑑定書 (甲 1 0 5) の結論である。

押田第 1 鑑定書における肘の位置と押田第 2 鑑定書 (甲 2 0 6 の写真 1 2 1 ~ 写真 1 2 5) における肘の位置が厳密には同じではないとしても, ここで問題にしているのは, 両腕が上った状態で刺突されたか, 両腕を下げた状態で刺突されたかということだけであるから, 肘の位置が数センチ高いか低いかは問題にならない。そもそも肘の位置の高さが数センチ高いか低いかで, 着衣の損傷位置がさほど変わるものではない。

しかも, 一審原告 A が目撃したのは刺突行為の前の状況であり, 一審原告 A が目撃した時点と津谷弁護士が実際に刺突された時点とでは, 時間的なずれがあるから, その間に肘の高さが変わった可能性がある。そうであっても, そのような事情はここでの問題を検討するとき結論を左右する事情ではない。

(3) 損傷アの刺突時に左手が離されていたことについて

一審被告側は, 損傷アの刺突時に左手が離されていたとする押田第 1 鑑定書と, 両手が掴まれていたという一審原告 A の説明とが一致しないことを問題

にしている。

しかし、前述のとおり、一審原告Aが目撃したのは刺突行為の前の状況であり、実際の刺突時の状況ではない。他方、押田第1鑑定書は、刺突時の状況を、着衣と身体の損傷位置から明らかにしたものであり、異なった時点での状況である。したがって、両者が一致しないことは何ら問題ではない。

しかも、押田第1鑑定書は、先に損傷イが生じ、その後自由になった左手で剪定ばさみを掴み、その後に損傷アが生じたものと推測している。つまり、最初に損傷イが生じたときの津谷弁護士の体勢は、一審原告Aが目撃したときの津谷弁護士の体勢と連続性を有しており、押田第1鑑定書とはむしろ一致していると言うべきである。この点に関して、美作鑑定人も、前記のとおり、左親指（甲47写真28）と左手掌（写真22）を防御創と判断し、損傷アのときにできたのか損傷イのときにできたのかという問いに、「（損傷）イのほうが考えやすいんじゃないかと思います。」（46頁）と証言し、損傷アのときに刃を掴もうとするのはかなり持ちにくいのに比べて、損傷イのときのほうが「持ちやすいということですね。」（46～47頁）と証言している。

一審被告側の主張は、まったくの的外れである。

3 刺突態様に関する一審被告側の主張に対する反論②

（1）一審被告側準備書面（13）は、押田第1鑑定書（甲105）に対する批判として、次の3点を指摘していた。

- ① 津谷弁護士の両腕の上がり具合（肘の位置）が甲105と一審原告Aの説明とでは異なること。
- ② 損傷イは、津谷弁護士の足底部から108cmの高さにあるが、一審被告Sが剪定ばさみを構えていた位置が床面から87cmとなっており、21cmの差があること。
- ③ スエット上衣はダボダボ状であり、身体の動き次第で着衣の損傷と身体の損傷にずれが生じるのであるから、ずれが数センチあったとしても、それに

より刺突時の態勢が特定できるものではないこと。その一例として、美作証言（甲63の1）別紙69の態勢（写真⑨）もあり得る旨主張している。

上記①の批判については、一審被告県準備書面（14）でも同様の批判を繰り返しており、これに対する一審原告らの反論は、2（2）で前述したとおりである。

- (2) 前記②の批判については、剪定ばさみを抱えていた位置と津谷弁護士の損傷イの位置の高さが21cm違うということによって、一審被告県は押田鑑定人が指摘する以外にどのような態様の刺突を主張しようとするのか明らかでなく、押田鑑定書を否定する根拠にはなり得ない。

損傷イが、向かい合って立っていた状態で刺突されたものと考えられることは、美作鑑定人も押田鑑定人も一致している。

一審被告県は、一審被告Sが床から87cmの位置で構えていた剪定ばさみの高さを維持したまま刺突したことを前提として主張するものであるが、一審被告Sが剪定ばさみの高さや角度を維持したまま刺突したという前提が誤っている可能性がある。

また、前述のとおり、一審原告Aが目撃した時点と実際の刺突時点とは、時間的に異なり、それが同一であることを前提にした批判は、失当である。

さらに、仮に一審被告Sが剪定ばさみの高さを維持したまま刺突をしようとしたとしても、その際に津谷弁護士が避けようとして膝を曲げるなどして少し姿勢が低くなるとか、津谷弁護士の腰が引けて上半身がやや前屈みになったところへ、剪定ばさみが全くの水平ではなくやや上方に向けて突き出されたとすれば、21cmの高さの差は解消される。なお、美作証言（甲63の1）によれば、「角度的にはアの傷よりは大分水平に近いような形です」（31頁）と説明し、そのときの説明写真が別紙39（写真3、4）であったことからすると、損傷イも少し斜め上から少し下方向になっている。津谷弁護士が刺突の衝撃（深さ）を幾らかでも緩和しようとして少し身を引いても、

両手首辺りを両側から掴まえられたままの状態だと、身体全体が後方に下がることはなく、腰が少し引けただけで上半身は少し斜め下を向く恰好になった可能性がある。この場合、津谷弁護士の左胸の床からの高さは、ふつうに立っているときよりも若干低くなる。そこを一審被告Sが刺突したとすれば、刺突の角度が少し斜め上から少し下方向になることとも整合する。

このように高さの差が解消する場合は様々想定されることからすれば、前記②の批判は、押田鑑定書の結論があり得ないという根拠にはなりえない。

(3) 続けて、一審被告側の前記③の批判に対して反論する。

前記③の批判が損傷ア、イのいずれについて述べているのか不明であるが、致命傷である損傷アが重要であるので、ここでは、損傷アの発生に関して、スエット上衣がダボダボであるということから、押田鑑定書が特定した刺突態様以外の態様で生じたのか、他の態様とりわけ一審被告側が想定するような写真⑨のような態様で生じたのかについて、反論する。

損傷アは、前述したように特異な形で損傷を受けた傷である。

県警では、損傷アが生じる可能性のある態様として①～⑧のパターンを想定している。そのうち、④～⑧は、被害者か加害者のいずれかが仰臥している状態なので、そもそも本件の状況からして除外すべきであり、立位である①～③のみが、想定される刺突態様ということになる。

これらの①～③の刺突態様が、着衣と身体の損傷位置との不一致という点であり得ないことは、1(6)で前述したとおりである。

一審被告側は、これらの態様のうち、刺突態様③(写真⑨)により刺突された可能性を主張している(準備書面(13)10頁)。しかし、この態様の場合、スエット上衣がダラリと下に垂れ下がっており、実際の着衣の損傷アよりも上方の位置で実験用着衣の損傷が生じることになる(押田第2鑑定書)。実験用上衣に生じる損傷よりも実際の着衣のほうが下方に損傷アが生じているのは、刺突時に着衣がずれ上がっていたからだと考え以外にないのであ

る。上衣がダボダボであったとしても、刺突態様③の態様では、着衣と身体の損傷位置が一致することはない。しかも、美作鑑定人も、「これも……ないわけじゃないというレベルですかね。」と証言しているように、態様②以外のいずれも可能性が低いという7つの態様のうちの一つだと指摘している。県警としては、鑑定人として専門家の立場から真相解明のために捜査に協力している美作鑑定人の鑑定意見を尊重して捜査を行うべきところを、特に理由もなく、美作鑑定人が「ないわけじゃないというレベル」と指摘した可能性を重視するというのは明らかに不合理である。これら両専門家の意見からして、一審被告県の③批判も失当である。

第2 けん銃を持っていたのは左手であること

1 問題提起

一審被告Sが持ち込んだけん銃は、一審被告Sの手から離れ津谷弁護士の手に移ったとき、津谷弁護士の左右どちらの手に移ったのか。これは一見些細な問題のように思える。原判決では、一審原告らと一審被告県が主要な争点として明確に位置づけなかったこともあり（一審被告県は、終始、「右手」という主張をしていたが、一審原告らは、一審原告Aが「左手」だったと述べていること以外に確たる証拠弁論を行っていなかった）、証拠を分析して明確な事実認定をすることをしていない（65頁24行目、67頁6行目、70頁14行目、71頁9行目・12～13行目、72頁10～11行目）。

しかし、実は、この点は、廊下に立ち入ったS警部補及びK巡查部長が津谷弁護士のどちらの手を掴んでいたかに関連し、さらには、一審原告Aが目撃した状況、すなわち、津谷弁護士が左手にけん銃を持ち、2人の警察官らに両側から磔のように両手を掴まれて応接室入口前で応接室入口方向を向いて立っていたという事実があったか否かということに深く関わっている。

一審原告Aが目撃した状況は、S警部補らが行ったとする行為態様とあまりにも違い過ぎる。どちらかが思い違いをしているということでは説明がつかない。

どちらかが明白に嘘をついているということである。

一審原告Aが目撃したとおりの事実があったということが、津谷弁護士が左右どちらの手でけん銃を持っていたのかという点からも証明できるので、この点について以下論ずる。

2 一審被告側の主張

この点に関して、一審被告側は準備書面（14）において、津谷弁護士は終始、右手にけん銃を持っていたとして、①津谷弁護士の左手に防御創ができており、②「両手を掴まえた状態」ではけん銃を左手から右手に持ち替えることは不可能である、③K巡查部長の実況見分での説明（甲83）及び陳述書（乙A7）では津谷弁護士は右手にけん銃を持っていて、最後の段階でも右手に持ったけん銃をK巡查部長に手渡したと主張する（5頁）。

このうち、上記②は物理的に不可能なことであるし、一審原告らは、前述のとおり、「両手を掴まれた状態」でけん銃を左手から右手に持ち替えたという主張をしていないから、この点についてはあえて論じることはしない。

3 津谷弁護士は左手にけん銃を持っていた

（1）はじめに

津谷弁護士が終始、右手にけん銃を持っていたとする一審被告側の主張こそ、客観的な証拠に反し、誤りである。証拠によれば、むしろ、津谷弁護士が左手にけん銃を持っていたことが明らかである。

（2）K巡查部長の説明

ア K巡查部長の実況見分調書（甲83）

K巡查部長の実況見分調書（甲83）によると、津谷弁護士は自分の寝室でK巡查部長にけん銃を手渡したことになっている（写真32）。

しかし、これには、重大な疑問点及び矛盾点がある。

写真32の7枚前の写真25には、津谷弁護士の右手がはっきり写っている。そして、その右手は、一審被告Sの身体を押しえつけているだけで、け

ん銃を持っていない。写真32を撮っている以上、その直前の場面で津谷弁護士がけん銃を持っていたことを忘れて再現撮影したとは考えられない。極めて不自然である。

そして、写真26は、写真25の状態の津谷弁護士にK巡查部長が加勢した様子を写したものと考えられるから、津谷弁護士の右手は写っていないが、右手にはけん銃はないものと考えられる。

写真27は、写真26の連続であるから、津谷弁護士の右手にはけん銃はないものと考えられる。

写真28では、S警部補が津谷弁護士とK巡查部長の間に割って入っただけであるから、津谷弁護士の右手は写真25～27と変わらず、けん銃はないものと考えられる。

仮に、このような状況下で、津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたとすれば、暴発する危険性が高いから、K巡查部長がけん銃に着目して直ちに取上げたはずであり、取り上げないで放置したということは考えられない。

しかし、K巡查部長の実況見分調書には、津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたことも、暴発の危険を感じて取り上げたことも書かれていない。これは、そもそも、K巡查部長が説明するような写真26～29の場面がなかったことを意味する。少なくとも、これらの場面で津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたという状況はなかったのである。

イ K巡查部長の陳述書（乙A7）

K巡查部長の陳述書では、津谷弁護士がけん銃を持っている手について、（ア）「S警部補が廊下で男が右手に持っていた拳銃を取り上げようと掴んでいるのが見えた」、（イ）「津谷弁護士が立ち上がった時、右手に拳銃を持っていたので、私が津谷弁護士から拳銃を受け取りました。」と書いているだけで、（ア）と（イ）の間の時間帯については、何も説明していない。

ウ このように、K巡查部長の実況見分調書と陳述書では、津谷弁護士がけん

銃を右手に持ち続けていたことの証明は全くできていない。

(3) けん銃に付いた血痕

ア けん銃の実況見分調書 (甲 1 2 3)

着目すべきは、けん銃の実況見分調書である。これをみると、けん銃全体に万遍なく血痕が付着していることがわかる。同実況見分調書には、「けん銃全体に乾燥した血痕様が付着している。」という説明がある。

イ 血液のDNA型

けん銃全体に付着していた血痕 15箇所から検体を採取してDNA型を確認したところ (甲 1 1 8)、これらすべてが津谷弁護士の心臓から採取した血液のDNA型と一致した (甲 1 1 6)。すなわち、けん銃に付着した血痕は、すべて津谷弁護士の血であった。

ウ 津谷弁護士は右手にけん銃を持ち続けていなかった

もし、津谷弁護士が右手でけん銃を持ち続けていて、その後、K 巡査部長にけん銃を手渡したのだとすると、けん銃全体に津谷弁護士の血痕が万遍なく付着していることはあり得ない。津谷弁護士がずっと右手でけん銃を持っていたのだとすると、K 巡査部長に渡すまでの間にけん銃全体に血痕が付着するタイミングがないからである。

(4) けん銃全体に津谷弁護士の血痕が万遍なく付着している原因

美作鑑定書 (甲 4 7) によると、【2 4】津谷弁護士の左第 1 指指節間関節内側に、下外側から上内側方向に約 1 cm + 前後約 0.6 cm 連続した創 1 条があり、【2 5】左手掌面、手関節中央部から下やや外側へ長さ 5.2 cm 浅い創 1 条があり (6 頁)、左手掌全体に血痕が付着していた (写真 2 1 ~ 2 9, 写真 3 0 を参照)。

そうすると、けん銃全体に万遍なく血痕が付着している原因は、津谷弁護士が左手の掌と親指を受傷し、出血している左手でけん銃を持ち、その後、K 巡査部長にけん銃を手渡したからである。それ以外に、K 巡査部長が津谷弁護士

から手渡されたけん銃全体に万遍なく血痕が付着していることの説明はできない。

(5) 怪我をした左手でけん銃を持った理由

なぜ、津谷弁護士はわざわざ怪我をした左手でけん銃を持ったのか。それはその直前までけん銃を持っていた手が左手だったからである。すなわち、人は、手に持っていた物を置いたり落としたりした直後に、身体的位置や向きが変わらない限り、再び手に持つときは同じ手で取り上げる。それが、特に意識しない身体の自然の動作だからである。

一審原告Aが目撃したように、津谷弁護士は左手にけん銃を持っていた。そのときに、左胸下を本件凶器で刺され、損傷イを生じた。津谷弁護士の左手を掴んでいた者（S警部補）が咄嗟に手を離したことから、津谷弁護士はさらに深く刺されないよう、左手に持っていたけん銃を放し、左手で本件凶器の刃を掴んだ。右手の自由が利けば、津谷弁護士はけん銃を持っていなかった右手で本件凶器の刃を掴んだであろう。しかし、K巡查部長が津谷弁護士の右手首を掴んだままだったことから、けん銃さえ放せば自由に使えるようになる左手で本件凶器を掴んだのである。このような状態で一審被告Sが刃を引けば、津谷弁護士は左手の掌（甲47，写真30，21～23）と親指の内側（甲47，写真30，24～29）を切ることになり、出血する。その直後、津谷弁護士がほぼ同じ位置、向きに立っていたとすれば、左足下付近に落ちているけん銃を拾い上げるとなると、左手で取り上げるのが自然である。

このようにして、津谷弁護士は左手を受傷した後に左手でけん銃を持ったのである。

(6) 左足甲部の受傷

津谷弁護士が損傷イを受けたときに左手で本件凶器の刃を掴んだことで防御創ができたことからすると、津谷弁護士が左手にけん銃を持っていたこととの整合性が問題になる。

美作鑑定書（甲４７）の「２ 損傷の有無，あれば部位・程度」の【３３】では、「左足背中央に大豆大の表皮剥奪１個がある。」と書いてあり，写真は，３２，３３である。美作鑑定人は，【３３】の傷について，「角や稜など凸な部分を有する鈍体の打撲・擦過と考えられる。」と述べている。

事件当時，津谷弁護士は靴下を履いていなかったこと（甲３２の着衣リストに靴下はない）からすると，損傷イを受けたとき，同人の左手を掴んでいたＳ警部補が津谷弁護士の手を放し，津谷弁護士がけん銃を手放して本件凶器の刃を掴んだとすれば，けん銃は落下し，津谷弁護士の左足甲部に当たって，上記表皮剥奪が生じた可能性が考えられる。

（７）一審原告Ａの実況見分調書（甲１０８）

一審原告Ａが津谷弁護士の寝室内を見たとき，仰向けの一審被告Ｓを一番下ににして，その上に２人の警察官らが折り重なっており，上の警察官の背中に津谷弁護士が右手を置いている状態だった（甲１０８，写真３１）。このとき，けん銃は右手になかった。写真３２は写真３１を部屋の奥側から撮影したもののだが，実際には一審原告Ａはこの位置から部屋の中を見ておらず，津谷弁護士の左手にけん銃があったかどうかはわからない。

津谷弁護士が右手にけん銃を持っていたとすれば，写真３１の津谷弁護士の右手にけん銃があり，けん銃を持ったまま警察官の背中に手を置いていたことになる。暴発の危険があるにもかかわらず津谷弁護士がそのような動作をしたとは考えられないだけでなく，一審原告Ａがけん銃に気づかないはずがなく，気づいていながら後の警察の事情聴取で黙っていることも考えられない。

（８）一審原告Ａの目撃事実が真実

このように検討してみると，津谷弁護士は左手にけん銃を持っていて，損傷イの刺突があったとき一時的に放したものの，受傷した左手で再び持って，その後，Ｋ巡查部長に渡したとみるのが最も合理的である。一審原告Ａが目撃したとき，Ｓ警部補がけん銃を持っている津谷弁護士の左手を，Ｋ巡查部長がけ

ん銃を持っていない津谷弁護士の手を、それぞれ掴んでいたという一審原告Aの目撃事実こそ、真実である。

(9) 真相

一審原告Aが台所へ戻った後に、津谷弁護士が損傷イを受けたとき、S警部補が左手を放したことにより、津谷弁護士はより深く刺されないようにするために、けん銃を手放し、本件凶器の刃を掴み、その後、一審被告Sが刃を引いたために、津谷弁護士は左手の掌と親指を切った。その場から走り去った一審被告SをK巡查部長とS警部補が追いかけて、津谷弁護士はけん銃を受傷し出血している左手で拾い上げ、3人の後を追って寝室内に入り、3人の左側に立って、受傷していない右手で警察官の背中に手を置いたのである。

4 他の事実認定への影響

このように、津谷弁護士が左手にけん銃を持っていた事実が明らかになったことにより、これまで一審被告県が主張していた、S警部補及びK巡查部長が2人で津谷弁護士の右手だけを掴んだとする事実が全くの虚偽であることが明らかになった。

なぜ、S警部補及びK巡查部長は、間違えるはずのないこのような重要な事実について、真相と異なることを述べ続けてきたのか。その理由はただ1つしかない。一審原告Aの目撃状況を揉み消す、すなわち、裁判所が事実認定できないようにし、一審原告Aの目撃状況から連続した状況下で、津谷弁護士が一審被告Sに刺突されたことを否定するためである。

第3 殺人未遂の現行犯逮捕

1 K巡查部長が一審被告Sを現行犯逮捕した根拠について

本件当日の犯行直後、一審被告Sは、殺人未遂で現行犯逮捕された。

しかし、K巡查部長が、当日に作成した現行犯逮捕手続書(甲111)は、以下のとおり、K巡查部長らが刺突を目撃していないことを前提とした記載になっ

ており、この記載では殺人未遂の内容になっておらず、その記載が事実だとすれば、殺人未遂での現行犯逮捕はできなかつたはずである。

K 巡査部長が殺人未遂で現行犯逮捕したのは、実際には、S 警部補及びK 巡査部長が衝突の状況を見ていたからである。

2 現行犯逮捕

(1) 令状主義の例外として現行犯逮捕が認められる理由

刑事訴訟法は、令状逮捕を原則とした上で（199条1項本文）、例外的に、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。」（212条1項）とし、「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」（213条）と規定している。逮捕状が不要とされる理由は、だれが見ても「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者」と言える場合であることから、人違いや犯罪の有無内容に誤りが起こり得ないからである。

(2) 逮捕時にわかっている事実が前提

現行犯逮捕は何人にも許されることからして、逮捕理由は、現行犯逮捕時にわかっている客観的事実である必要がある。後から判明した事実は、現行犯逮捕の理由にはならない。

(3) 本件の場合

事件現場における加害者の言動も重要な判断要素であるが、本件では、S 警部補もK 巡査部長も、一審被告S に対し、一言も語り掛けていない。また、一審被告S も、S 警部補及びK 巡査部長が立ち入ってから言葉を発していないから、現場の状況判断は、客観的外形的事実によるほかない。

3 現行犯人逮捕手続書（甲111）

K 巡査部長は、一審被告S を殺人未遂で現行犯逮捕した直後、事件現場から機捜6に戻って、通信指令室に現行犯逮捕の報告をした（甲6）。

そこで、K 巡査部長は、自己の体験に基づいて、「津谷弁護士と思われる者腹部を刺しました。現在、殺人未遂で現逮」と述べた。文字どおりに読むと、津谷

弁護士と思われる者がだれかの腹部を刺したように読める（聞こえる）ものの、これは、津谷弁護士が何者かに腹部を刺されたと報告したと解される。

K 巡査部長は、一審被告 S が本件凶器で津谷弁護士の腹部を刺した場面を現認したので、殺人未遂の現行犯で逮捕したということである。

しかし、驚くべきは、事件当日、K 巡査部長が作成した現行犯人逮捕手続書（甲 1 1 1）の内容が、上記報告内容と明らかに異なり、曖昧になったことである。曖昧になるということは、殺人未遂での現行犯逮捕の成立要件を充たさなくなる可能性があるということである。

K 巡査部長は、現行犯人逮捕手続書別紙において、次のように書いている。

「2人はそのまま廊下を揉み合いながら洋室の北側にある寝室にもつれるようにして入って行き、本職が寝室に入ったところ、被疑者が下になるような状態で床に倒れていたものである。その直後に S 警部補も寝室に入って、被害者の下になっている被疑者を制圧したところ、上になった状態の被害者は『刺された。』と申し立てたことから被害者の胸部付近を見たところ、刃先が胸部付近に接し、被疑者を殺人未遂の現行犯人と認めたものである。」

これによれば、被害者（津谷弁護士）が「刺された」と言うまでは、K 巡査部長は津谷弁護士が刺されたことに気づいておらず、刺されたときの状況を現認していない。

津谷弁護士は「刺された」と言っただけで、身体の中の部位を刺されたかについて一言も言っていないから、K 巡査部長には、津谷弁護士の身体の中の部分がどのように刺されたかがわからない。津谷弁護士が「刺された」と言ったのをきっかけに、K 巡査部長は津谷弁護士の胸部付近を見て、刃先が胸部付近に接しているのを見ただけである。刃先は津谷弁護士の胸に刺さっていないし、津谷弁護士のスエットの胸辺りが血で赤くなっていたわけでもない。つまり、K 巡査部長は津谷弁護士がどこを刺されたかを知らない記載になっている。

つまり、K 巡査部長が現行犯人逮捕手続書に書いた内容では、殺人未遂行為が

あったことを断定できない。

4 K 巡査部長の実況見分調書（甲 8 3）

（1）実況見分調書

K 巡査部長の実況見分調書（甲 8 3）では、以下のように説明している。

津谷弁護士の寝室内で一審被告 S が仰向けになっているところに、津谷弁護士が覆いかぶさっており、そこに K 巡査部長と S 警部補が立ち入った。被害者（津谷弁護士）が「刺された」と言ったので、自分が「離れて」と言ったとのことである（通し番号 2 6 9）。そして、被害者が自ら立とうとした時、被害者が着用していたダボダボのトレーナーの胸あたりから刃物が抜けたように見え（同）、刃先に血痕が付着していたとのことである（通し番号 2 7 0）。

（2）「離れて」

この K 巡査部長の説明内容は、現行犯人逮捕手続書と明らかに異なる。

現行犯人逮捕手続書では、「被害者の胸部付近を見たところ、刃先が胸部付近に接し」ていたところを見ただけだった。「離れて」と言ったことは書かれていない。被害者が自ら立とうとした時、着用していたダボダボのトレーナーの胸あたりから刃物が抜けたように見え、刃先に血痕が付着していたことも書かれていない。

これらのことが、実況見分調書の説明では、付け加えられている。これは明らかな変遷である。

（3）意図的な修正

一審被告側は、現行犯人逮捕手続書では省略しただけだと弁解するのだろう。しかし、現行犯人逮捕手続書は、現行犯逮捕の経過を報告して、その適法性を説明するものであるから、逮捕現場にいない管理職にしてみれば、現行犯人逮捕手続書の報告内容で逮捕手続が適法だったことを確認するほかない。そのような重要な報告を警察官がよい加減に済ませるはずがない。

また、現行犯人逮捕手続書では、刃先に血痕が付着していたことを書いてい

ないのに、実況見分調書では、刃先に血痕が付着していたと説明したことになる。このような見間違い、記憶の喚起を警察官がするはずがない。

K 巡査部長が津谷弁護士に「離れて」と言ったり、津谷弁護士が自ら立とうとした時、着用していたダボダボのトレーナーの胸あたりから刃物が抜けたように見え、刃先に血痕が付着していたりという経過があったとは、考えられない。K 巡査部長が現行犯人逮捕手続書を起案した後、より殺人未遂の被疑事実近づけるために、実況見分調書で上記のような修正を行ったのである。

(4) 殺人未遂と断定するのは無理

それでも、このような修正を加えただけでは、依然として、一審被告 S が津谷弁護士の身体のどの部位を刺したのか、故意に刺したのかは、不明である。

もし、津谷弁護士が一審被告 S を取り押さえようとして過って凶器の刃先が刺さったのであれば、過失犯は成立するとしても殺人犯は成立しない。

また、「刺された」という言葉だけでは、身体のどの部位が刺されたかはわからない。K 巡査部長が見た位置から「被害者が着用していたダボダボのトレーナーの胸あたりから刃物が抜けたように見え」としても、「ダボダボのトレーナーの胸あたり」では実際に刺された部位が胸かどうか、胸だとしても心臓部分かそれ以外の部分かもわからない。

このように、実況見分調書の説明によっても、K 巡査部長が一審被告 S を殺人未遂で現行犯逮捕することは無理である。

5 K 巡査部長の検面調書（甲 1 4 8）

K 巡査部長の検面調書において、津谷弁護士が「刺された」と言ったので「離れて」と言ったことは、実況見分調書と同じである。

異なるのは、津谷弁護士が立ち上がろうとしたとき、着ていたトレーナーのような服の胸か腹付近から刃物が抜けたように見えたことについての説明が新たに加わっていることである。

その説明によると、「これは、そのように見えただけであって、服から刃物が

抜けたのか、左腕と脇腹の間にあった刃物が津谷弁護士が立ち上がったことによって抜けたように見えたかのかどうかは、分かりません。」(4頁)と説明している。刺されているときの様子を現認したのかどうかはわからないとなっている。

したがって、この場面の現認は、殺人未遂の現行犯逮捕の理由にならない。

K 巡査部長は続けて、「私は、そのとき見えた刃物に血痕が付着しているのがわかりました。」(4頁)と説明しているだけであるから、これも殺人未遂の現行犯逮捕の理由にならない。

検面調書でも、K 巡査部長が「殺人未遂、現行犯逮捕」と言った場面は出て来ない。

6 K 巡査部長が目撃した一審被告 S の犯行

以上のように、K 巡査部長の捜査段階における現行犯逮捕時の状況説明では、一審被告 S を殺人未遂の現行犯で逮捕することはできない。

K 巡査部長が、津谷弁護士の寝室に走り込んだ一審被告 S を、躊躇することなく、殺人未遂の現行犯で逮捕したのは、一審原告らが主張する状況下で一審被告 S が津谷弁護士の左胸部を 2 度刺突した場면을現認していたからである。

第 4 一審被告県準備書面 (14) に対する反論

1 はじめに

一審被告県の準備書面 (14) は、一審原告らの 2018 年 5 月 25 日付け準備書面 (1) と同日に提出されたため、期せずして、双方が同じ論点について論じており、特に反論を要しない事項もあるので、以下、必要な限度で反論する。

2 保護義務等について

(1) 一審被告県は、「国賠法 1 条 1 項の違法の要件は、不法行為の『違法』とは異なっており、『個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背』という定義であり、この定義は有名な最判昭和 60 年 11 月 21 日等で明確に判示されている」(2～3 頁)などと主張し、本件は該当しないと主張する。

また、一審被告県は、「控訴人ら主張の義務が犯罪被害者個人に対する法的義務と主張するのであれば、それは何に基づいて発生する法的義務なのかを明確にすべきである」（3頁）とも主張する。

しかし、以下のとおり、かかる一審被告県の主張は誤りである。

ア 最高裁判例について

まず、前記最高裁判例は、「国会議員の立法行為は国民全体に対する関係で政治責任を負うに留まり個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものでない。……違法の評価を受けるものではない」と判示するとおり、広く一般国民を対象にした「立法行為」に関する事案であるのに対し、本件は、一審原告Aからの110番通報を受けて津谷弁護士宅に臨場した警察官が、「津谷弁護士宅」という具体的場所において、「津谷弁護士」という具体的個人が警察官による保護なく生命の危機に陥っているという具体的状況下で、具体的個人(津谷弁護士)を保護する職務を履行することが期待されている警察官の「職務上の法的義務」の不履行を問題にしている事案なのであり、国会議員の立法行為の不作为の事案を本件にあてはめようとする主張そのものに誤りがある。

イ 法的義務の根拠

また、個別の国民を保護する職務上の法的義務の根拠は、これまで再三主張しているとおり、警察法、警職法である。

すなわち、警察法2条1項は、警察は「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ……犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕等に当たる責務」を負うと規定しており、個人の生命身体などを保護することが重要な責務とされている。

警職法は、「警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護……等の職権職務を忠実に遂行するために必要な手段を定める」ものとされ、4条は「その場に居合わせた者に必要な警告を発し、危害を受ける者に対し引き留め、避難させ、必要な措置をとることができる」、5条は「関係者に必要な

警告を発し、行為を制止できる」、7条は「他人に対する防護……が必要な場合、武器を使用することができる」等と規定している。

警職法は、「できる」という文言上は権限を付与する規定であるが、警察官の職務内容（警察法2条1項で、個人の生命、身体の保護に任じる責務があるとされている）からして、当該条文で規定している状況下（一般市民の生命や身体に対する危険が切迫していることが明らかな場合等）においては、現場で危険に晒されている「個別の国民」（現場に居合わせた者、危害を受ける者、警告が必要な関係者ら）に対して、当該条文で規定している権限を行使すべき義務を負うものと解される。

また、一審原告らの2018年5月25日付け準備書面(1)第1, 3(1)で、警職法の他、例規、規則、通達、訓令等に基づく義務、義務違反について詳述していることについて、例規、規則等は、警察官が現場での確な対応ができるように具体的な対応方法や留意事項等を定めたものであり、被害者を保護する必要がある場合における警察官の具体的行為規範となり、保護義務が適切に果たされたか否かの判断要素となるものというべきである。

つまり、警察法2条1項及び警職法が、まさに、「現場に居合わせた者」、「危害を受ける者」、「警告が必要な関係者」ら、現場で危険が差し迫る「個別の国民」を保護する職務上の法的義務の根拠であり、「個別の国民に対する保護規範」として位置づけられているのである。そして、その保護義務違反の有無は、警職法の規定及び各種例規、規則等に基づく行為規範に照らして判断されることになる。

ウ 本件について

(ア) 本件では、一審原告Aが110番通報し、「津谷です。弁護士です。夫を殺すと言ってます」と発言し、警察官が津谷弁護士宅に入った時点以降は、(裁量権収縮論がいうところの各要件を満たす状況が現出した以上)、警職法は、現場臨場した警察官に「津谷弁護士」を保護し、侵入犯人を逮

捕する職務上の具体的法規範へと収縮又は転化すると解すべきである。

- (イ) この点に関連して、学校保健安全法の安全確保義務は抽象的・努力義務に過ぎないと争われた大川小津波被災事件において、仙台高裁は、「学校保健安全法の安全確保義務が平成22年4月末時点において在籍する児童及び保護者に対する具体的な職務上の義務(その違反は国賠法上の違法性を帯びる)を構成するに至った」との判断を示している(甲210, 30頁)。

同判決は、日頃は児童の安全を確保する旨の抽象的危険回避義務を負担する校長らであっても、津波被災に関する予見がなし得た時期以降は、抽象的規範が(収縮し)、具体的規範を構成すると解する判断枠組みを示している。

- (ウ) 本件においても、110番通報→現場に向かう→現場到着→津谷弁護士宅に立ち入りという時間的推移の中で、通信指令室と現場臨場する警察官らはもとより、秋田県警という組織全体が、「津谷弁護士の命を保護する」ための諸行動をしなければならない状況に置かれるに至ったのだから、そうした時点以後は、津谷弁護士宅に侵入した犯人から津谷弁護士の生命身体を安全を確保すべき作為義務として、現場到着した警察官らを拘束する具体的法規範性を帯びることになると解される。

- (エ) もし、秋田県警が、本件当時のみならず、その前後も現在も、本件のように事件が進行中の現場に来た警察官は生命の危険に晒されている被害者を保護する義務が、被害者との関係で存在しないという認識で警察活動を行っているのだとすれば、これはこれで極めて問題である。

いわば、警察による保護が法的に期待されない秋田県では、津谷弁護士の死は不可避でやむなきものであり、警察は無力であるとの結果を容認するが如き主張であるからである。

- (2) 次に、一審被告県は、最判平成22年2月20日、最判平成17年4月21

日、東京地判平成21年12月21日を摘示し、「犯罪の捜査は公益を図る目的で行われるのであって、犯罪被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく……捜査によって受ける利益は反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護される利益ではない」（3頁）などと主張する。

しかし、これも以下のとおり、誤りである。

ア 前記のとおり、警察法及び警職法は、本件のように、110番通報を受けた後、警察官が現場(津谷弁護士宅)に臨場した時点以降は、津谷弁護士という具体的個人を保護する職務(作為義務・保護義務)を規定した具体的法規範を構成するに至ったのだから、S警部補及びK巡查部長は、この具体的法的職務に基づき、例えば、「津谷弁護士と犯人を引き離す」などの行為に及びさえすれば(それ以外、S警部補らに求められる行為の具体的内容は繰り返し指摘してきた)、津谷弁護士の命は守られた。

したがって、各判決が判示する「同法条に従って警察官が行動することによって得られる事実上の利益(反射的利益)」などではないことは、明白な事案である。

イ また、本件は、110番通報により警察官が津谷弁護士宅に臨場し、宅内で津谷弁護士を保護しなければならない状態に至った警察官の義務違反が問題となっている事案であり、単に公訴権を行使しなかったり(上記平成2年最判、平成17年最判)や、所有権が放棄された証拠物を廃棄処分にしたたりした事案(上記平成21年東京地判)のように「捜査義務」が問題となった事案とは、その義務の内容が根本的に異なる事案である。

ウ そもそも、これらの判決がいう「反射的利益」なるものは、抗告訴訟の原告適格に関して議論されることがよくあるが、国家賠償請求訴訟における保護対象とは問題の性質や場面を異にすることから、今日の裁判実務では、この用語を避けるか、これを用いるとしても、保護対象となる利益か否かの判断要素を具体的に検討して判断に至る枠組みを採用している。

したがって、反射的利益の概念から直ちに結論を演繹してはならず、そうした演繹的手法による判決は、納得のいく判断が求められる司法としての役割を放棄するに等しいことになる。

(3) 本件における警察組織全体または現場臨場した警察官らの規制権限の不行使は著しく不合理な事案であった

ア 本件は、通常の警察官が適法に現場に臨み、適法に捜査したり、被害者を適法に救助したりする行為などとは全く異なり、現場臨場したS警部補及びK巡査部長が津谷弁護士の両手を掴んで行動の自由を奪い、一審被告Sによる2度にわたる刺突行為を可能にさせた違法極まりない行為であり、過失による幫助(民法719条2項)と評価される不法行為であった。

その意味で、本件は、警察の違法行為として、違法性も著しい、まさに、国賠法1条の要件を充足する事案であり、裁量権収縮論や裁量権消極的濫用論いずれを採用するにしても、その違法性や不合理性は顕著で明白な事案である。

イ また、本件は、通信指令室が「喧嘩口論です」と誤った指令を発するなどの過失により、現場に臨む警察官らに、緩みと油断を生じさせ、無防備で津谷弁護士宅に立ち入りさせ、津谷弁護士を死に至らしめた事案で、いわば、過失が次の過失を誘発させ、過失の連鎖が津谷弁護士の死を招いたという事案であり、まさに、「危険関連説」や「高められた危険の現実化説」からしても、また、旧来の相当因果関係説からしても、因果関係が認められる事案である。

ウ 加えて、今日の通説判例とも言える行為義務論(客観的注意義務論)は、過失を個人の心理状態ではなく客観的な注意義務違反と把握するものだから、組織的に客観的注意義務違反が認められれば、自ずと、組織としての注意義務違反、すなわち、組織的過失が認められる事案なのである。

本件は、頭脳(通信指令室)が誤った指示を発したことに起因して、手足(S

警部補及びK巡查部長)の過失を招いた事案である。言い換えれば、「計画・指示部局」の過失により「現場部局」の過失を招来させた事案である。にもかかわらず、「手足」や「現場部局」のみに着目した判断は、全体的真実の把握を誤られる結果となる。

本件で現場臨場したS警部補及びK巡查部長に過失が認められることは、従前から再三主張し、御庁も一審原告らの主張を認めて原判決を見直す判断をするものと信ずるところだが、あわせて、本件は、秋田県警察全体(「頭脳と手足」,「計画・指示部局と現場部局」という組織全体)の過失を総合的に判断すべき事案であるとの視点も強調しておきたい。

3 通信指令室について

次に、一審被告県は、通信指令室の警察官は的確に対応している旨主張するが(2頁)、一審原告らの主張は、根拠が無いどころか、秋田県警が認めていることである。県警本部は、「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」(甲17)(以下「検証結果」という。)において、自ら改善の必要性を具体的に公表しているのである。

すなわち、県警本部は、検証結果において、「2 本件における問題点等」の「(3) 通信指令に関する問題点」で、「この種の事案を想定した具体的な通信指令の訓練が十分になされておらず、被害者の詳細な状況等について把握できないという状況があったものの、通報の内容にかんがみ、できる限り凶器や被疑者・被害者の具体的な状況の把握、装備資機材の着装についての注意喚起に努める必要があった。」「110番通報の受理と指令を別の職員が担当していたものの、深夜・早朝の時間帯において、各種事案を想定したわかりやすい指令要領を掲示する等の工夫の余地があった。」と指摘し、「(4) 警察官の現場対応について」で、「装備資機材の着装等がない中で、やむを得ず瞬間的に体さばきをせざるを得なかった」と指摘している。

これらを合わせて読むと、秋田県警の事実認識に立ったとしても、装備資機材

の着装がなされていなかったこと、それが重大な結果の原因ないし遠因になっていたことを、県警本部が自覚したということである。

一審被告県の主張は、本件訴訟対応として苦し紛れに書いているだけで、秋田県警が公表していることと明らかに異なる。

4 S警部補が現場で無言だったことの弁解

一審被告県は、津谷弁護士を殺害しようとする一審被告Sの意思が固かったから、S警部補が説得してその指揮に従わせることは「想定できないであろう」（2頁）と主張しているが、警察にあるまじき無責任な暴論である。

本件のように殺人目的の侵入者に対して現場臨場した警察官が説得活動を行うのは常道であり、必要不可欠な対応である。そうすることで、事態が膠着することもあり得るが、被害者の安全を第一に考えればやむを得ない。警察官は時間をかけて侵入者を説得し、心情や動機を聞き出し、一定の理解を示して高ぶる感情を落ち着かせ、犯行を強行しようとする気持ちを消極的にさせ、犯行を断念させ投降させるか、隙をみれば身柄を確保するかして、なおも凶器で犯行を続行しようとしたときにはけん銃や警棒で攻撃を加えて犯行を中止させることで、被害者の保護と侵入者の確保を実現するのである。

侵入者を説得するときには、被害者と侵入者を引き離すことを真っ先に行い、被害者が侵入者と直接対峙するような展開にならないようにする必要がある。そうしないと、侵入者の犯行に消極的になりかけていた気持ちが、一瞬、強行する気持ちに戻ったとき、被害者に生命身体の危険が及ぶおそれがあるからである。

本件当時、S警部補は一審被告Sの殺意の強さを知らなかったのであるから、上記のような警察官として当たり前の対応をすべきだったのである。すなわち、S警部補は、被害者（津谷弁護士）と侵入者（一審被告S）をみたのであれば、真っ先に両者を引き離して、被害者（津谷弁護士）を確認し、被害者（津谷弁護士）を侵入者（一審被告S）から引き離して安全な場所（台所）に遠ざけるべきであった。これによって、津谷弁護士の安全は確保された。その上で、S警部補

は、廊下から応接室に入って見えなくなっている侵入者（一審被告S）に向けて言葉を掛け説得すればよかっただけのことである。

逮捕後に聞き出した一審被告Sの心情をもとに、それを自らの至らなさの弁解に利用することは、警察にあるまじき無責任な態度である。一審被告Sの殺意が固かったことは、S警部補が説得活動をしなかったことを正当化する理由にはならない。一審被告側の主張は、警察活動の放棄であり自己否定である。

5 津谷弁護士がいた場所について

(1) 一審被告側の主張の誤り

一審被告側は、「控訴人Sは、3人の位置関係について証言しているのであり、その場所が応接室の前であったかについては否定しているのである。」（4頁）と結論づけるが、一審被告Sの本人調書（以下「S調書」という。）についての一審被告側の読み方こそ、杜撰であり誤りである。

(2) 「津谷先生のところにいてあった」

一審被告Sは、代理人弁護士の主尋問で、「枝切りばさみを手にした後、Sさんはどういう行動に出ましたか。」と問われ、「枝切りばさみを手にした後、警官2人がもうそのときはいてあったと思います。津谷先生のところにいてあったと思います。廊下の中に。」と答えている（S調書2頁）。

「警官2人」とは、S警部補及びK巡查部長である。「もうそのときはいてあったと思います。」とは、もともといなかった警察官が2人いたことを述べたものであるが、どこにいるのかを述べていない。

続けて、一審被告Sは、S警部補及びK巡查部長が「津谷先生のところにいてあった」と述べている。これは、3人が一緒にいたと理解すべきである。これは、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を放してS警部補だけが応接室に入ろうとしたところで一審被告Sに遭遇したという、S警部補及びK巡查部長の説明と明らかに異なる。

そして、一審被告Sは、「廊下の中に。」と言っているが、廊下は玄関から奥

まで一定の範囲があり（甲30図面3，写真17，18），どこかは特定できない。廊下のどこかに3人が一緒にいたということまでがわかるにとどまる。

（3）一審原告Aの説明と一致する一審被告Sの説明

続けて，代理人弁護士が，津谷弁護士がいた場所を質問すると，一審被告Sは，「……はっきりは申し上げられないってば変な言い方ですけども，仏壇の前の廊下というか，廊下のちょっと広がった辺りというか，そこいら付近でいてあったと思います。」と答えている（一審被告S調書2頁）。

ここで，一審被告Sは，「廊下の中に。」という説明よりも場所を限定した。「仏壇の前の廊下というか，廊下のちょっと広がった辺りというか，そこいら付近」と説明した。この「仏壇の前の廊下」と「廊下のちょっと広がった辺り」は，同じ場所を異なる言い方で説明したものである。この場所は，実況見分調書（甲30）の図面3で「廊下」と書かれた辺りであり，写真17の辺りがこの説明に合致する。写真18の手前辺りも，写真17の辺りと同じ場所である。これに続く，「そこいら付近」も同じ場所を説明したものである。

この一審被告Sの説明した場所は，一審原告Aが実況見分調書（甲82）で説明している場所（現場見取図9）と一致する。一審被告Sと一審原告Aの関係は，加害者と被害者という対立関係にあるから，この点で通謀する余地はない。その両者の説明が一致していることは，真実性を判断する上で重要，決定的というべきである。

（4）「3人，一緒にいてあった」

代理人弁護士が，念のために警察官がいた場所を質問すると，一審被告Sは，「その近くに，3人，警察官と一緒にいてあったと思います。警察官2人と，弁護士と，3人が一緒にいてあったところに，私が応接室から出て，という感じでした。」と答えている（一審被告S調書2～3頁）。

「そこ」とは，前の質問の答から引き継いでの説明であることから，「仏壇の前の廊下というか，廊下のちょっと広がった辺りというか，そこいら付近」

である。その近くに、「3人、警察官と一緒にいてあったと思います。」と言
い、続けて、「警察官2人と、弁護士と、3人が一緒にいてあった」と繰り返
していることからして、この点は一審被告Sにとって極めてはっきりした事実
だったのである。

「警察官2人と、弁護士と、3人が一緒にいてあったところに」、「私」、一
審被告S「が応接室から出て、という感じ」だったのである。

これは、まさしく、一審原告Aが目撃した状況（応接室入口から刃先が出て
いるのが見えた）の延長として考えられる場面展開であり、一審原告らが主張
している状況である。

代理人弁護士は、「津谷弁護士と警察官、警察官は2名でいいですか。」と再
確認し、一審被告Sは「はい。」とはっきり答えている（一審被告S調書3頁）。

(5) 「動きを止めるため」？

代理人弁護士は、「警察官2名はどういった形でいましたか。警察官の間に
挟まれるような形で津谷先生がいたんでしょうか。」と質問した（一審被告S
調書3頁）。これは、一審原告Aが目撃した状態があったかを問う質問である。

これに対し、一審被告Sは、「そこいら付近、定かには分からないってば変
な言い方だけれども、とにかく津谷先生の動きを止めるためってば変な言い方
ですが、そういうことで頭が一杯でした。殺すためとかでなくて、動きを止め
るためでした。」と答えた。

「津谷先生の動きを止めるため」「殺すためとかでなくて、動きを止めるた
めでした」というのは、だれの行動を指しているのか。もちろん警察官が津谷
弁護士を「殺すため」に行動するはずはないから、一審被告S自身の行動につ
いて説明（弁解）しているとみるべきであろう。

(6) 「大体こんなもんでなかったかなあと」

代理人弁護士は、甲108の写真28を示して、「津谷先生と警察官の位置
なんですけれども、写真28のような位置関係でしたか。」と質問した。これ

は、先の「警察官2名はどういった形でいましたか。警察官の間に挟まれるような形で津谷先生がいたんでしょうか。」という質問に対する一審被告Sの答えが質問に答える内容になっていなかったことから、代理人弁護士が改めて明確にするために、甲108の写真28を示して、「写真28のような位置関係でしたか」と、問い直したのである。

これに対し、一審被告Sは、「はっきりと覚えてないんですけども、大体こんなもんでなかったかなあと。」と答えた。この写真28には、津谷弁護士を挟んで2人の警察官が両脇に立っている。甲108は、一審原告ら代理人が作成した写真撮影報告書であり、写真28は、一審原告Aの説明に基づいて再現して撮影したものであるから、これはまさしく、一審原告Aが目撃した状況として実況見分調書（甲82）で現場説明している場面（写真42、43）と同じである。その写真を見たうえで、一審被告Sは、3人の並び方が「大体こんなもんでなかったかなあと」と説明したのである。

そして、一審被告Sは続けて、「Aさんが言ってることはこういうようなことだなあとはい思いましたけども。」と述べている。これは、それまでの質問の流れから明らかなように、自分（一審被告S）が目撃した状況と、本訴訟で一審原告Aが言っていることが同じだと思ったと説明したものである。

（7）一審原告Aの目撃状況と一致する一審被告Sの説明

以上のとおり、一審被告Sの説明は、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士を間に挟んで両脇から津谷弁護士の両手首を掴んでいたかどうかははっきりしない（否定はしていない）が、一審被告Sが廊下に出たとき、2人の警察官と津谷弁護士が仏壇の前の廊下というか、廊下のちょっと広がった辺りにいたというものである。

この限りにおいて、一審原告Aの目撃状況と一致する。

（8）「まるっきり違っている」とは

一審被告県が主張するとおり、一審被告Sは、「……Aさんが描いた現場見

取図というの、それが私に送られてきました。それを見たら、まるっきり違っているんです。Aさんが書いた現場の説明書を見たら、初めて私の思っていることと違うことが書かれているのが、気が付いたんです。」(一審被告S調書18頁)と述べている。

しかし、一審被告Sは、どこがどのように違うかは述べていない。また、一審被告Sは、「私の思っていることと違うことが書かれている」ことについて、「まるっきり違っている」と述べているのであって、一審原告Aの説明を全否定しているわけではないし、主尋問で説明した内容について、これを翻して否定しているわけでもない。

(9) 一審被告Sが廊下に出た後

なお、廊下に出た以降の一審被告Sの動きについては、この場面から、津谷弁護士に対する殺人の実行行為や殺意に密接に関係するため、殺意を争っている一審被告Sの説明は、不自然な内容になっている。

代理人弁護士の「Sさんが廊下に出た後、津谷先生はどういう行動に出ましたか。」という質問に対して、甲108の写真28を前提に、一審被告Sは、「警察の手を放れて、私が向かったのと同じようなタイミングで逃げた感じですが、津谷弁護士が。」と答えた(一審被告S調書3頁)。

「警察の手を放れて」という言い方は、それまでは逆に「警察の手を放れていなかった」ということであり、甲108の写真28のような状態があったということである。

これだと、S警部補及びK巡查部長は一審被告Sが廊下に出て来たタイミングで津谷弁護士を手放して、一審被告Sが津谷弁護士を追うのを見送った恰好になる。

一審被告Sの説明では、津谷弁護士がUターンしたときに一審被告Sと正面から向き合ったはずだが、一審被告Sは「真正面から向き合うというような場面はなかったような感じはしてます。」と説明している(一審被告S調書5頁)。

代理人弁護士の「津谷先生と向き合って、Sさんが枝切りばさみで津谷先生を突いたということはないですか。」という質問に、一審被告Sは「ないです。」と答え、続けて、「あんまり近づけば刃先を取られる可能性もあるから、離れず、遠からずという意味で、伸ばしてもはさみに届かないような距離、間隔は、あいていたつもりで私は動いていました。」(5頁)と答えている。

しかし、この説明が本当ならば、津谷弁護士の左手の傷は生じない。

(10) 以上のとおり、一審被告県は、「控訴人Sは、3人の位置関係について証言しているのであり、その場所が応接室の前であったかについては否定しているのである。」(4頁)と結論づけるが、それは、明らかに誤りである。

6 「2分25秒間」について

次に、一審被告県は、69秒間もS警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴み続けていたという一審原告らの主張は、「当時の状況に当てはめることは全く合理性のない方法であり失当である。」と主張する(8頁)。

しかし、一審被告県の準備書面(14)と同日の提出になった一審原告らの準備書面(1)34頁以下で詳述したとおり、S警部補及びK巡查部長の証言によっても、長い空白の時間が生じるのである。

そこでも指摘したが、K巡查部長は、「私が現場に入ってから制圧まで、1分、そのぐらい、1分あるかないか、そういう短い時間だと思います。」(K巡查部長調書16頁)と証言している。1分あるかないかだとすると、1分なかったかもしれないということである。K巡查部長がS警部補より10秒くらい遅く立ち入ったとしても、75秒間の空白の時間が生じる。一審被告Sを制圧した後、K巡查部長がしたことは、機捜6に戻って通信指令室に連絡を入れたことである。津谷弁護士の寝室から機捜6まで15秒かかったとすれば、60秒間の空白が生じる。それを30秒にしたとしても、45秒間の空白が生じる。

いずれにしても、このような時間があつたことからすれば、S警部補が津谷弁護士を人定し安全な場所に移すことができたことは、明らかである。

7 警察官であることの認識

一審被告Sは、S警部補が津谷弁護士宅に立ち入ったときに、「警察だ。けん銃を渡しなさい」と言っても、津谷弁護士がこの命令に従うことは、「およそあり得ない」と主張する（10頁）。これは、「警察だ。けん銃を渡しなさい」と言わなかったことに問題はないということのようである。

しかし、これも、後から思いついたこじつけの理屈でしかない。

津谷弁護士は、S警部補にもK巡査部長にも「警察だ」とも「けん銃を渡しなさい」と言われたことがないにもかかわらず、私服の2人の男が一審被告Sを押さえつけた後、自分が持っていたけん銃を、私服の男の1人に手渡した。津谷弁護士のこのような行動をみるだけでも、津谷弁護士がけん銃を渡すことを頑なに拒んでいたわけではないことは明らかである。むしろ、ここには津谷弁護士の方から積極的にけん銃を渡そうとしていたことが伺える。

それではなぜ、津谷弁護士はこれより早い時期にけん銃を私服の男たちに手渡さなかったのか。

津谷弁護士が私服の男の1人にけん銃を渡したタイミングをみると、私服の2人の男が一審被告Sを制圧した直後である。この時点で、津谷弁護士は、私服の男らが警察官であると明確に認識したと言える。

一審原告Aが、S警部補らが勝手口から入る前に津谷弁護士にアイコンタクトをし、津谷弁護士が頷いたとしても、そのときに一審原告Aの伝えようとしたことが正確に伝わったかどうか不明である。仮に伝わっていたとしても、私服の2人の男は、何者かを名乗らず、無言で津谷弁護士の両手を掴んで掴みあげた不可解な者たちである。津谷弁護士が、この男たちは警察官かもしれないが違うかもしれないという迷いを持ったとしてもおかしくはない。それが、その後、男たちが一審被告Sを制圧するのを見て、津谷弁護士は、私服の2人の男が警察官であることをやっとな確信できからこそ、自分からけん銃を手渡したのである。

S警部補が勝手口から立ち入ったときにすぐに警察官であることを名乗り、

「けん銃を渡しなさい」と言えば、その時点でけん銃は警察官の手に移ったのであり、以後、けん銃を持っている男がだれであるかを考えたり、暴発の防止のためにけん銃を持っている男の手を掴んだりする必要はなかった。

8 「無言」

次に、一審被告県は、「警察官は、命令がなければ動かないロボットではない。全ての行動に上司が逐一指揮命令を下し、または、上司の指揮命令がなければ部下は行動を起こさないというものではなく」（11頁）と主張する。

しかし、一審原告らは、上司は部下のすべての行動について指揮命令すべきだと主張しているのではない。流動的な事件現場においては、役割分担について、現場の指揮者であるS警部補が部下であるK巡查部長に指示しなければ、有効に組織的な警察活動を行うことができないということである。

本件に即して言えば、侵入者（一審被告S）がその場から離れて見えなくなったときに、2人の警察官がひとり（津谷弁護士）に取り掛かっていることが、侵入者に反撃の機会を与えることになったことは、あまりにも明らかである。S警部補がK巡查部長に命令して、被害者保護と侵入者の追跡の役割分担をすれば、反撃を開始する前の一審被告Sを逮捕でき、また、津谷弁護士を生命の危険にさらすこともなく事態を鎮静化できたのである。

さらに、一審被告県は、S警部補が現場でほとんど無言を通し、K巡查部長に指揮命令を出すでもなく、津谷弁護士を人定するでもなく、保護するための行動を何もとっていなかったにもかかわらず、「めまぐるしく状況が変化した短時間の中で、両名が連携して出来る限りのことをした」（12頁）と主張する。

しかし、これも、警察にあるまじき弁解である。

事件進行中の現場は流動的だからこそ、臨場した警察官は、現場に居る人たちとその動きを掌握し、現場に居る人たちの中から、被害者を加害者から引き離し、以後、被害者が危害を加えられないよう、現場を仕切る必要がある。無言では現場を仕切ることは絶対にできない。現場に居る人たちはそれぞれの判断で行動す

ることになるから、現場の混乱は収まらない。本件現場において、「めまぐるしく状況が変化した」とすれば、それはS警部補が無言のままだったからである。

県警本部は、このことを認識しているからこそ、検証結果(甲17)の「3 今後の再発防止策」の「(2)『毎当務訓練』の導入及び『総合術科訓練』の強化」で、「総合術科訓練に当たっては、被害関係者とのコミュニケーションの取り方や避難誘導措置を念頭に入れたもの及び警察官相互の連携を取り入れる」としている。このような指摘は、これらがS警部補及びK巡查部長に欠けていたからである。

9 S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んだ理由

次に、一審被告県は、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んだ理由を「あくまでも危険防止のため」と主張するが(15頁)、S警部補にもK巡查部長にもそのような明確な目的意識はなかった。

仮に、一審被告県が主張するとおり、「あくまでも危険防止のため」だったとすれば、津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と言い、女性の「あっち、あっち」という声が聞こえて、自分たちが手を掴んでいる男が津谷弁護士だと気づいたことは、津谷弁護士の手を放す理由にはならなかったといえる。手を放したのだとすれば、それは、S警部補及びK巡查部長が、暴発防止のために掴んだというよりも、津谷弁護士を犯人と誤認したことによることを意味する。

また、S警部補が暴発を危惧したのであれば、けん銃を持っている男に「けん銃を渡しなさい」と命令して従わせるか、咄嗟に逮捕術を使ってけん銃を取り上げればいいだけのことである。こういうときのために、S警部補は逮捕術の訓練を受けているのである。

そのように、S警部補が、「けん銃を渡しなさい」と言わず、咄嗟に逮捕術を使ってけん銃を取り上げることもせず、無言で、けん銃を持っている男(津谷弁護士)の左手を掴んだため、K巡查部長には、S警部補がなぜそのような動作をするのか理由がわからなかった。S警部補はK巡查部長に何も命じない。K巡查

部長は、理由がわからなくても、傍観しているわけには行かず、咄嗟に、上司の S 警部補の動作を真似ておけばよいと判断し、無言で津谷弁護士のもう片方の手、右手を掴んだのである。それに対して、S 警部補が「何をしている。もうひとりの男を追え」と言えば、K 巡査部長はすぐに命令に従ってであろうが、それでも S 警部補は何も言わなかったから、K 巡査部長は自分が取った行動をそのまま続けることになったのである。

一審被告側の前記主張は、支離滅裂といわざるを得ない。

10 津谷弁護士がけん銃を手放さなかった理由

S 警部補は、警察官だと名乗らず、「けん銃を渡してください」とも言わず、直ちに無言で津谷弁護士のけん銃を持っている手を掴み上げた。

警察官がけん銃を取り上げようとしているのだと明確に分かれれば、一市民である津谷弁護士は、けん銃を自発的に渡そうとしたはずである。現に、警察官らに手を掴まれていない津谷弁護士の寝室では、津谷弁護士は自らけん銃を渡した。手を掴まれているときにけん銃を渡さなかったのは、警察官が手を掴み上げた理由が分からないまま、なされるがまま従うしかなかったからである。そして、S 警部補が津谷弁護士の左手首あたりを掴み上げたことから、津谷弁護士はけん銃を渡そうにも渡すことができなくなっていたのである。

一審被告側は、「S 警部補 1 人では拳銃を取り上げられず」（15 頁）と書いているが、本当にけん銃を取り上げようとしていたのなら、無言で手首を掴まえ続ける動作などするはずがない。逮捕術で津谷弁護士の手からけん銃を容易に瞬時に手放させることができた。そもそも、S 警部補の掴み方は、けん銃を取り上げようとする動作にさえなっていなかった。そして、仮に、S 警部補がけん銃を取り上げようとしていたのだとしても、それは S 警部補の内心にとどまっただけで、津谷弁護士にも K 巡査部長にも伝わっていなかったのである。

以上